

川俣事務所 かわら版 No. 97 (2022. 2)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16 TEL 03-3889-1706 FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774 e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

パワハラ防止措置が中小企業の事業主にも義務化（令和4年4月1日）

令和4年4月1日より、「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます。詳細は、厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部作成のチラシをご確認ください。

この中で、職場における「パワーハラスメント」の定義が記されていますが、※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しないとあるものの、この判断も非常にあいまいで、相手方の受け止めなども配慮しなければならず、十分な注意が必要です。

一般事業主行動計画策定届の提出が101人以上規模企業にも義務化 （令和4年4月1日）

令和4年4月1日より、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定が常時101人から300人規模の企業にも義務化されます。

これは次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画とは異なるものですので、ご注意ください。

この一般事業主行動計画の策定については、東京労働局のホームページに掲載されているガイドに詳しく説明されています。参考にご覧ください。

【動画でかんたん！】これならできる。女性活躍推進法の行動計画策定と届出の仕方 を検索してみてください。

かんたんガイド、行動計画テンプレート、労働局への届出様式などが掲載されています。

年金制度、特に老齢年金について、大きく改正されます（令和4年4月1日）

（1）65歳未満における在職老齢年金の見直し

基準額の上限額が、28万円から47万円に引き上げられます。

【令和4年3月まで】

基本年金月額＋給与月額（総報酬月額相当額）が28万円を超えると、超えた額の2分の1が年金から減額されます。

【令和4年4月から】

基本年金月額＋給与月額（総報酬月額相当額）が47万円を超えると、超えた額の2分の1が年金から減額されます。

（2）繰下げ制度の最高年齢が、70歳から75歳に！

昭和27年4月2日以降の生まれの人が対象ですが、今まで繰下げは70歳までしか延長できませんでしたが、令和4年4月からは75歳まで延長できるようになります。

これにより、老齢基礎年金が年780,900円受給できる者が、75歳まで繰下げて受給する場合、年1,436,856円（84.0%増）もらえるようになります。

ただし、この選択はご本人が制度を十分理解してから行うことをお勧めします。

（3）65歳以上に在職時改定が導入されます。

老齢厚生年金の受給権を得た後も厚生年金保険に加入している場合、従来は資格喪失時（退職又は70歳到達）にしか、年金額の改定は行われませんでした。令和4年4月（実際には9月）からは、毎年1回の定時決定に基づき、見直されるようになります。